

# 認知症施策の推進 (参考資料)

# 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加  
2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ **新** 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

## 新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

## 七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための**普及・啓発**の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な**医療・介護等**の提供
- ③ **若年性認知症施策**の強化
- ④ 認知症の人の**介護者への支援**
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者に**やさしい地域づくり**の推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の**研究開発**及びその成果の普及の推進
- ⑦ **認知症の人やその家族の視点**の重視

### ●介護保険法 第五条の二

(認知症に関する調査研究の推進等)

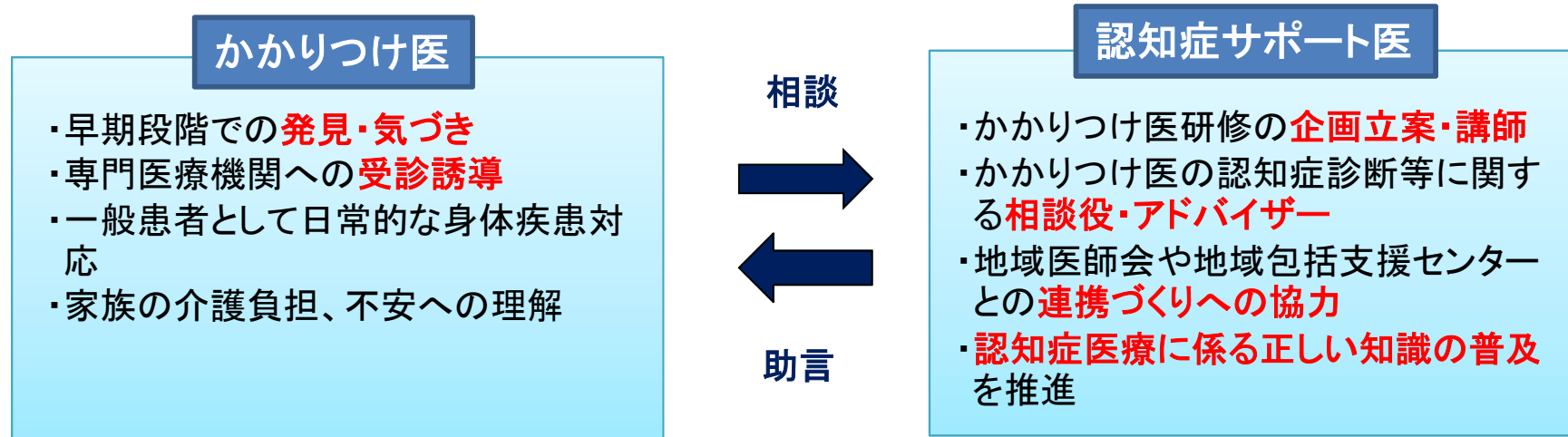
国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

## 早期診断・早期対応のための体制整備<かかりつけ医・認知症サポート医等>

- 身近なかかりつけ医が認知症に対する対応力を高め、必要に応じて適切な医療機関に繋ぐことが重要。かかりつけ医の認知症対応力を向上させるための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を進める。さらに、関係学会における認知症に関する専門医、認定医等について、数値目標を定めて具体的に養成を拡充するよう、関係各学会等と協力して取り組む。【厚生労働省】



【事業名】 かかりつけ医等の対応力向上研修、認知症サポート医の養成研修事業

【実績と目標値】

かかりつけ医: 2015(平成27)年度末実績 47,819人 ⇒ 2017(平成29)年度末 60,000人  
認知症サポート医: 2015(平成27)年度末実績 5,068人 ⇒ 2017(平成29)年度末 5,000人

# 認知症疾患医療センター運営事業

- 認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）
- 実施主体：都道府県・指定都市（鑑別診断に係る検査等の総合的評価が可能な医療機関に設置）
- 設置数：全国に364か所（平成28年5月31日現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）

		基幹型	地域型	診療所型
設置医療機関		病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所
設置数(平成28年5月31日現在)		15か所	325か所	24か所
基本的活動圏域		都道府県圏域	二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医(1名以上)</li> <li>・専任の臨床心理技術者(1名)</li> <li>・専任の精神保健福祉士又は保健師等(2名以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医(1名以上)</li> <li>・専任の臨床心理技術者(1名)</li> <li>・専任の精神保健福祉士又は保健師等(2名以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医(1名以上)</li> <li>・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等(1名以上:兼務可)</li> </ul>
	検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応で可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI</li> <li>・SPECT(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI(※)</li> <li>・SPECT(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT(※)</li> <li>・MRI(※)</li> <li>・SPECT(※)</li> </ul>
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須	—	
地域連携機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応</li> <li>・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施</li> <li>・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化等</li> </ul>		



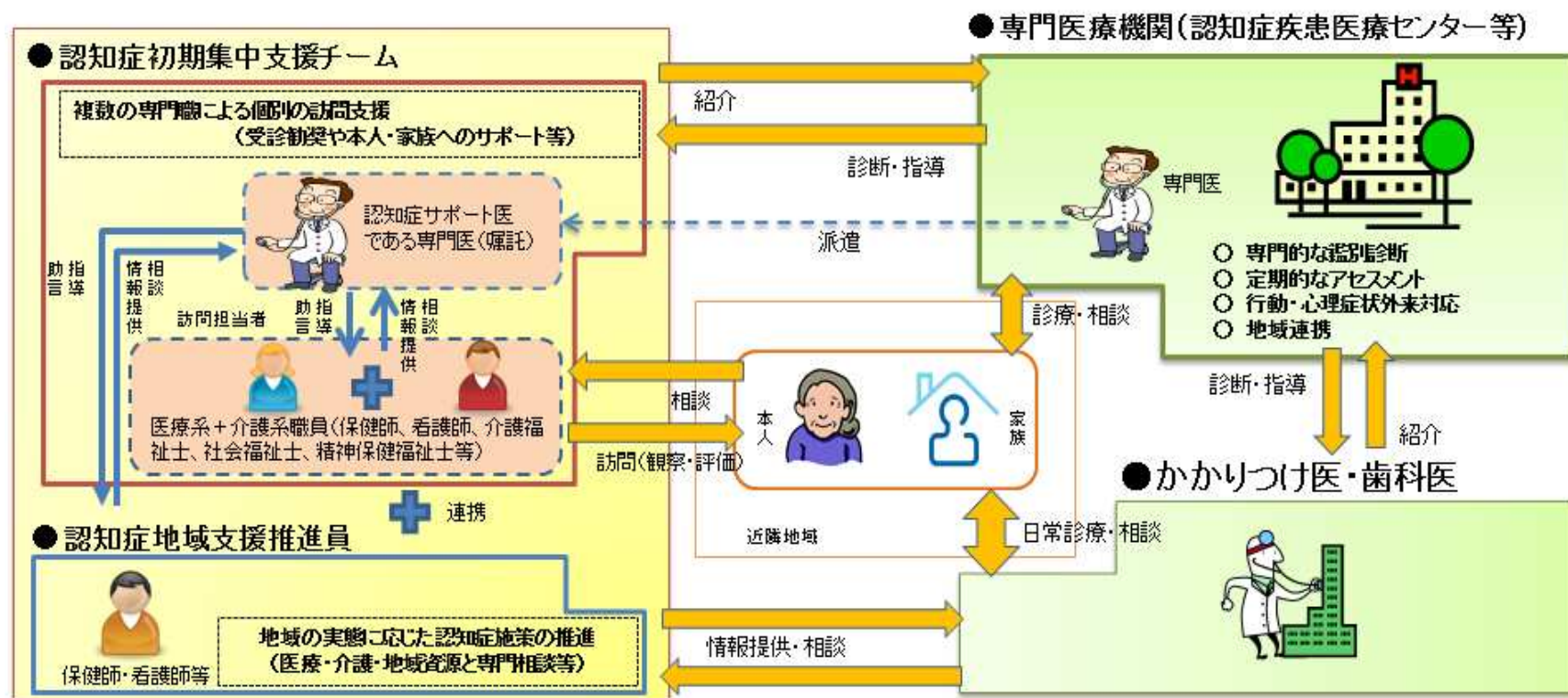
# 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

## 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

### (3) 早期診断・早期対応のための体制整備＜認知症初期集中支援チームの設置＞

- 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームの設置を推進。

このほか、早期診断の際に地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進。【厚生労働省】



【事業名】 認知症初期集中支援推進事業

【実績と目標値】 2015(平成27)年度末 287市町村 ⇒ 2018(平成30)年度～ すべての市町村で実施

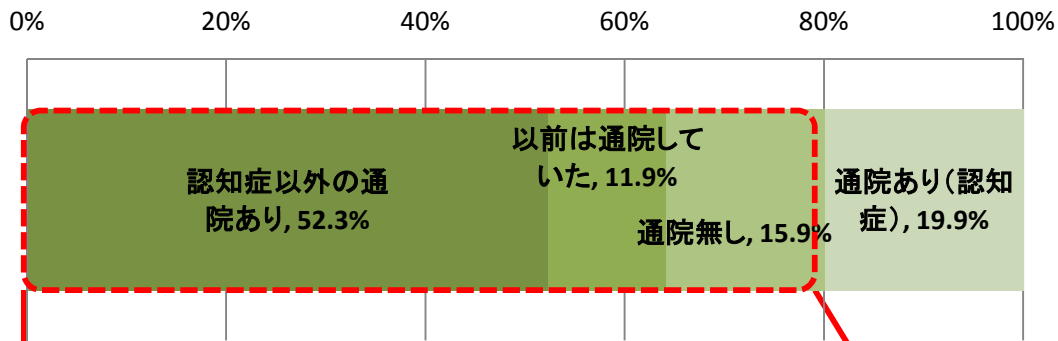
# 平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 認知症初期集中支援チームの実態に関する調査研究事業 チーム活動実績抜粋

平成27年度当初の実施予定地域306地域から平成28年3月末までの活動実績について回収。（回収率49.6%：152地域、166チーム、933事例数）

- チームの支援により、支援開始時に認知症による受診をしていなかった者のうち、52.5%は認知症の診断又は通院につながっている。
- チームの支援により、支援開始時に介護サービスを利用していなかった者のうち、57.9%は介護保険サービス等の利用につながっている。

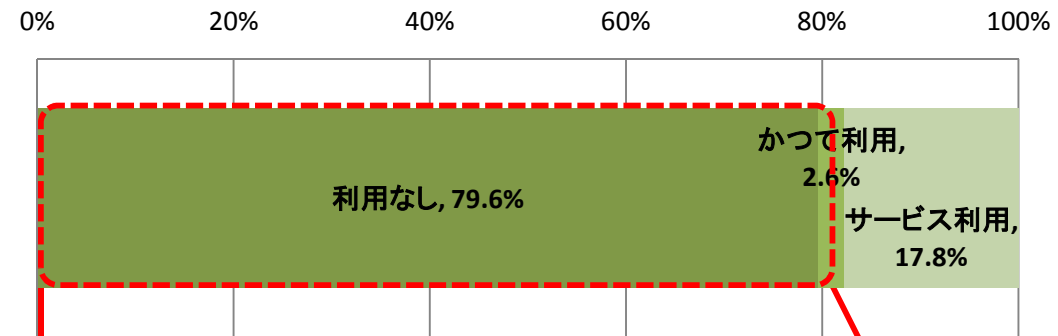
## 支援開始時の医療の受診状況

N=875（事例933から欠損値58を除く）



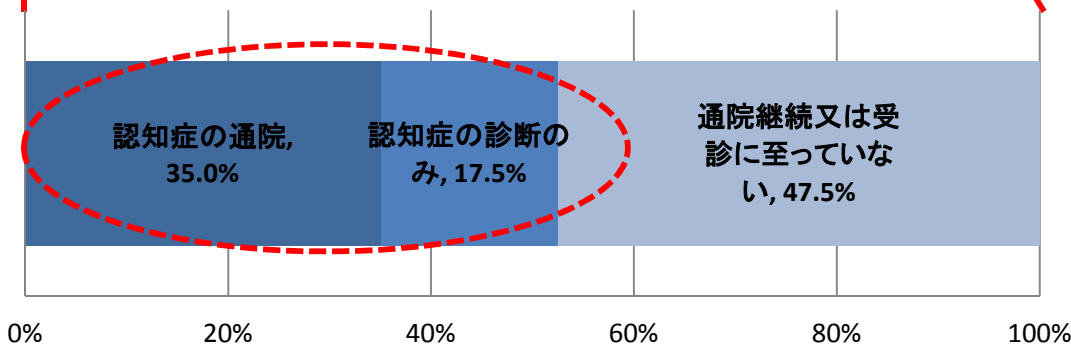
## 支援開始時の介護サービスの利用状況

N=907（事例933から欠損値26を除く）



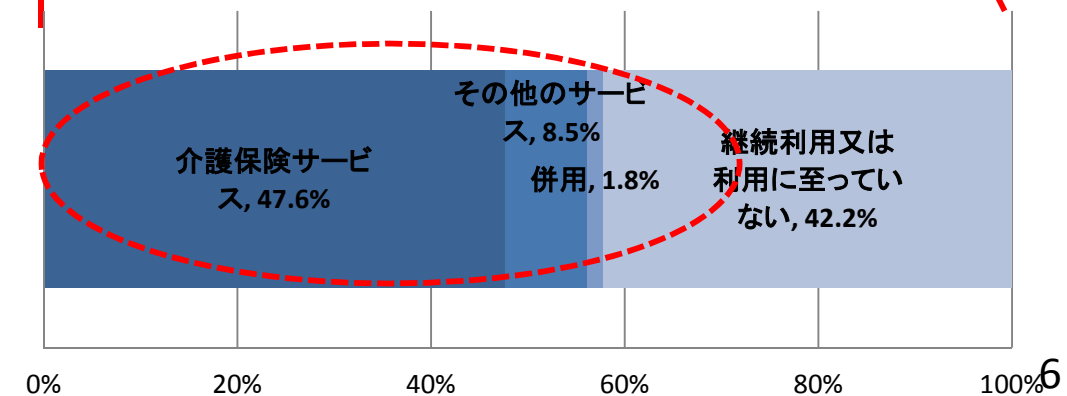
## 終了時の医療の導入の有無

支援開始時「認知症以外通院あり」、「以前は通院」、「通院なし」の内訳  
N=651（701事例から欠損値50を除く）



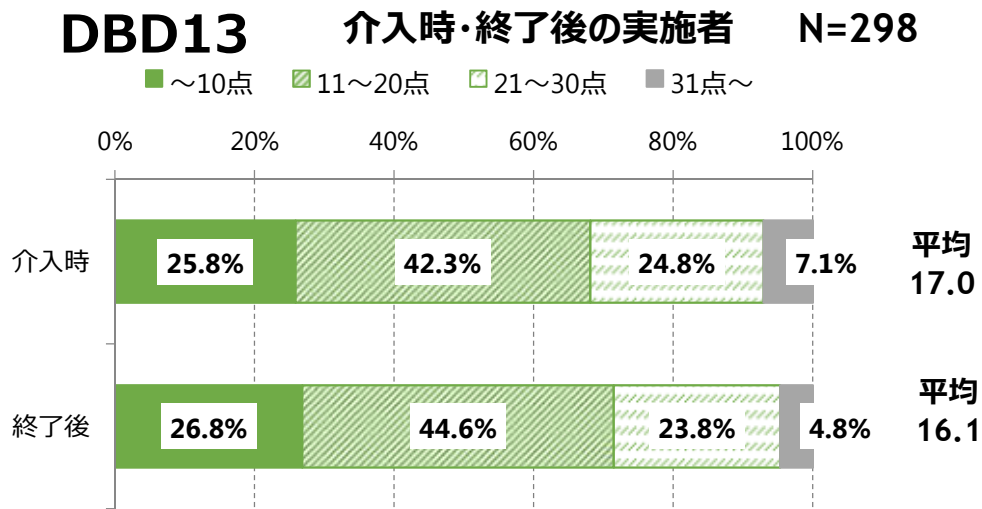
## 終了時の介護サービスの導入の有無

支援開始時「利用なし」、「以前は利用」の内訳  
N=685（746事例から欠損値61を除く）

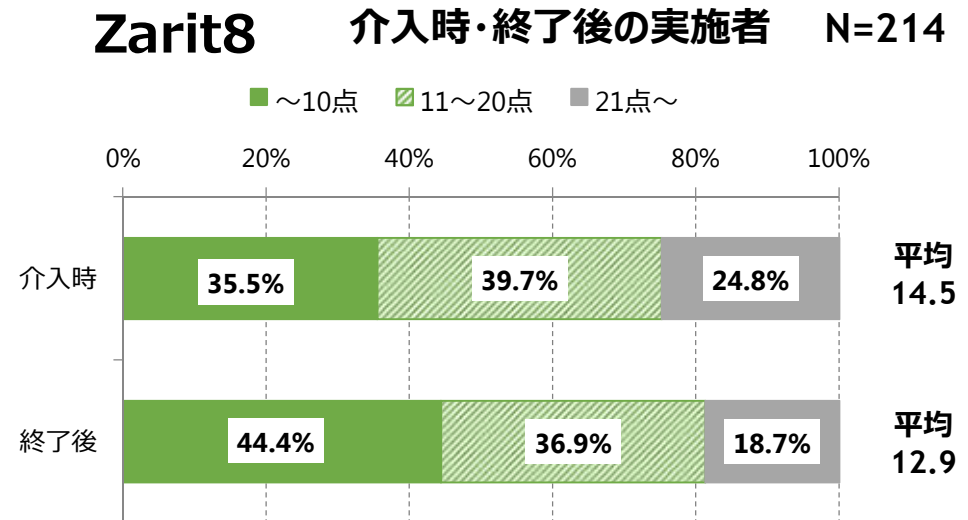


# 平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 認知症初期集中支援チームの実態に関する調査研究事業 チーム活動実績抜粋

- 支援後は、認知症の行動障害尺度であるDBD13と介護負担尺度であるZarit 8 に改善傾向がみられる。
- 支援後は、79.2%在宅生活を継続できている。

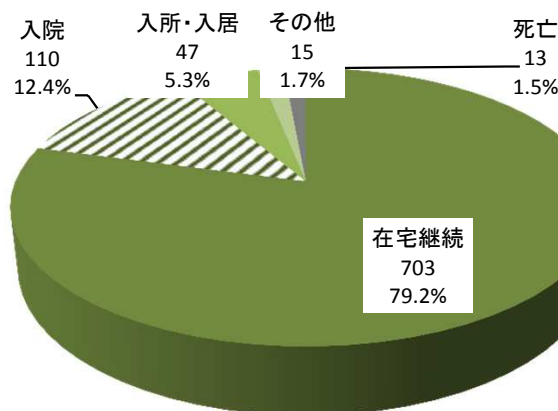


※ DBD13：認知症行動障害尺度。点数が高いほど行動症状がある。



※ Zarit 8：介護負担尺度。点数が高いほど介護負担が大きい。

## 終了時の状況



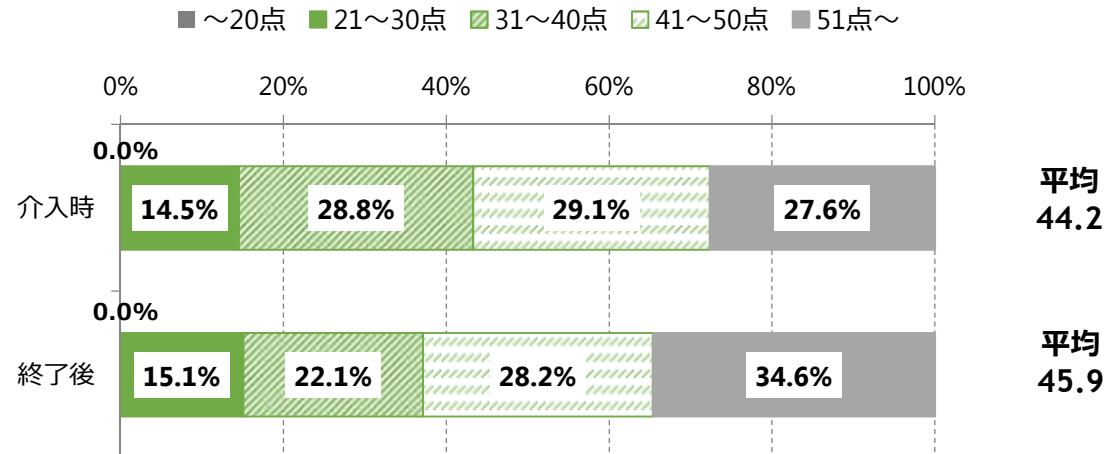
N=888（事例933から欠損値45を除く）



# 平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 認知症初期集中支援チームの実態に関する調査研究事業 チーム活動実績抜粋

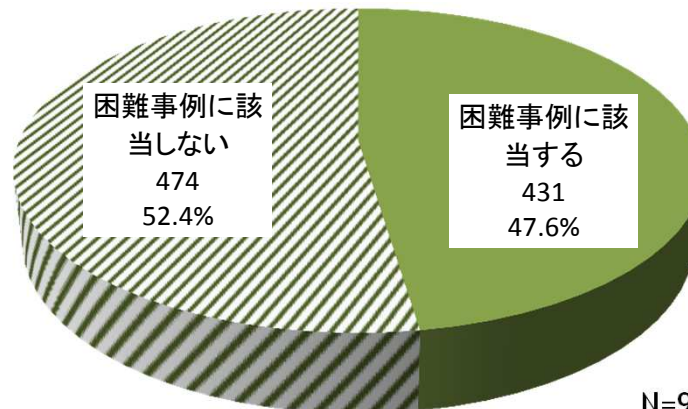
- 認知症のアセスメントのツールであるDASCを活用している246事例のうち、支援開始時のDASCスコアが51点以上の者が約27.6%いる等、重度認知症の可能性のある人も支援の対象となっている。
- 支援開始時の対象者の約47.6%は困難事例に該当する判断されている。

## DASC-21の状況 介入時・終了後の実施者 N=358



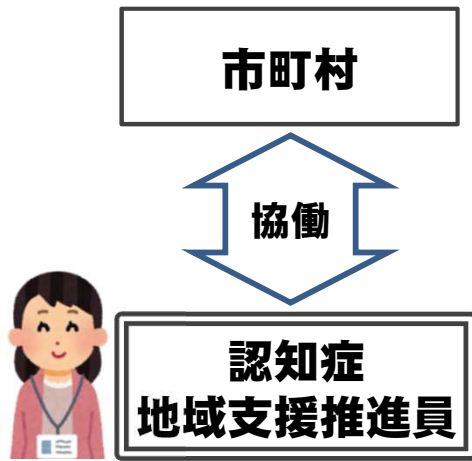
※ DASC-21：認知機能障害と生活機能障害に関連する行動の変化を評価する尺度。31点以上の場合は認知症の可能性があると判定する。

## 困難事例の有無



N=905（事例933から欠損値28を除く）

# 認知症地域支援推進員



- 【推進員の要件】
- ①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
  - ②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者

- 【配置先】
- 地域包括支援センター
  - 市町村本庁
  - 認知症疾患医療センターなど



## 医療・介護等の支援ネットワーク構築

- 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- 市町村等との協力による、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の作成・普及 等



## 認知症対応力向上のための支援

- ※関係機関等と連携し以下の事業の企画・調整を行う
- 認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
  - 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
  - 「認知症カフェ」等の開設
  - 認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施 等



## 相談支援・支援体制構築

- 認知症の人や家族等への相談支援
- 「認知症初期集中支援チーム」との連携等による、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整



【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業（地域支援事業）

【実績と目標値】2015(平成27)年度末864市町村 ⇒ 2018(平成30)年度～すべての市町村で実施

# 認知症地域支援推進員を配置している自治体の状況①

- 推進員を配置していると回答のあった自治体(549件)における推進員の配置先は、直営の地域包括支援センターの割合が最も高く、次いで市区町村行政となっている。
- 回答のあった自治体における推進員数の合計は1,695人で、配置形態を見ると、うち1,448人(85.4%)が兼務となっている。
- 推進員を配置することによる期待としては、「相談支援体制の構築」が最も高く、次いで「医療介護や関係者間のネットワーク構築」となっており、全体的に期待度は高い。

## (1) 推進員の配置先

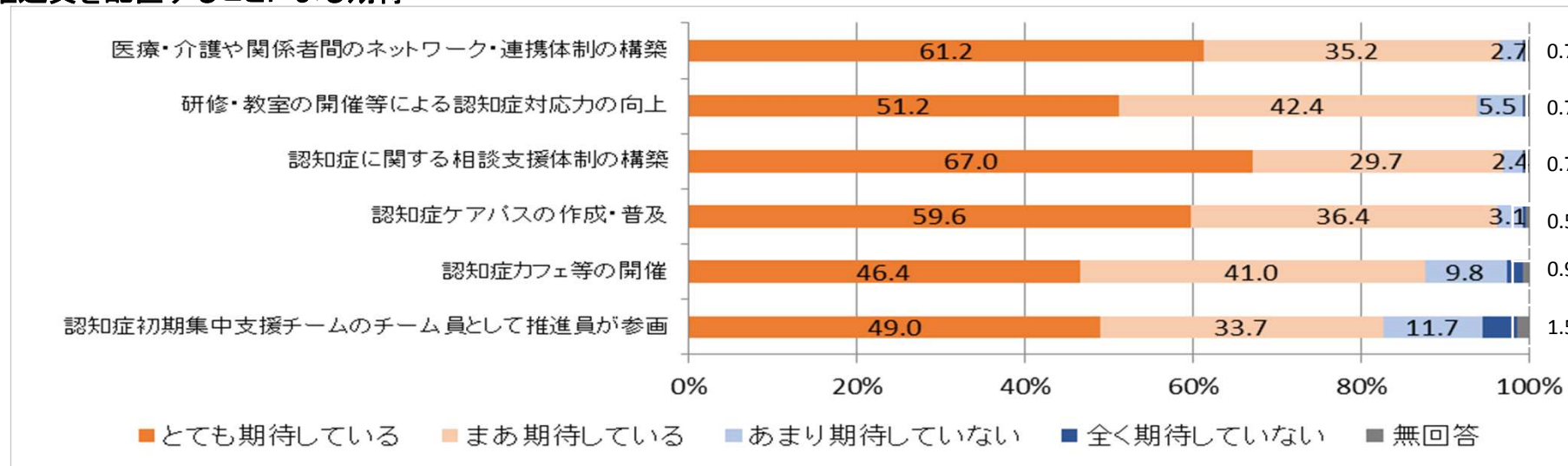
配置先	配置先	%	配置人数	
			専任	兼務
市区町村行政	209	38.1	60人	268人
直営の地域包括支援センター	248	45.2	50人	353人
委託の地域包括支援センター	189	34.4	119人	778人
その他	37	6.7	18人	49人
合計	—	—	247人	1,448人

(n=549 複数回答有)

【注】「%」は549自治体に占める割合。

(n=549)

## (2) 推進員を配置することによる期待



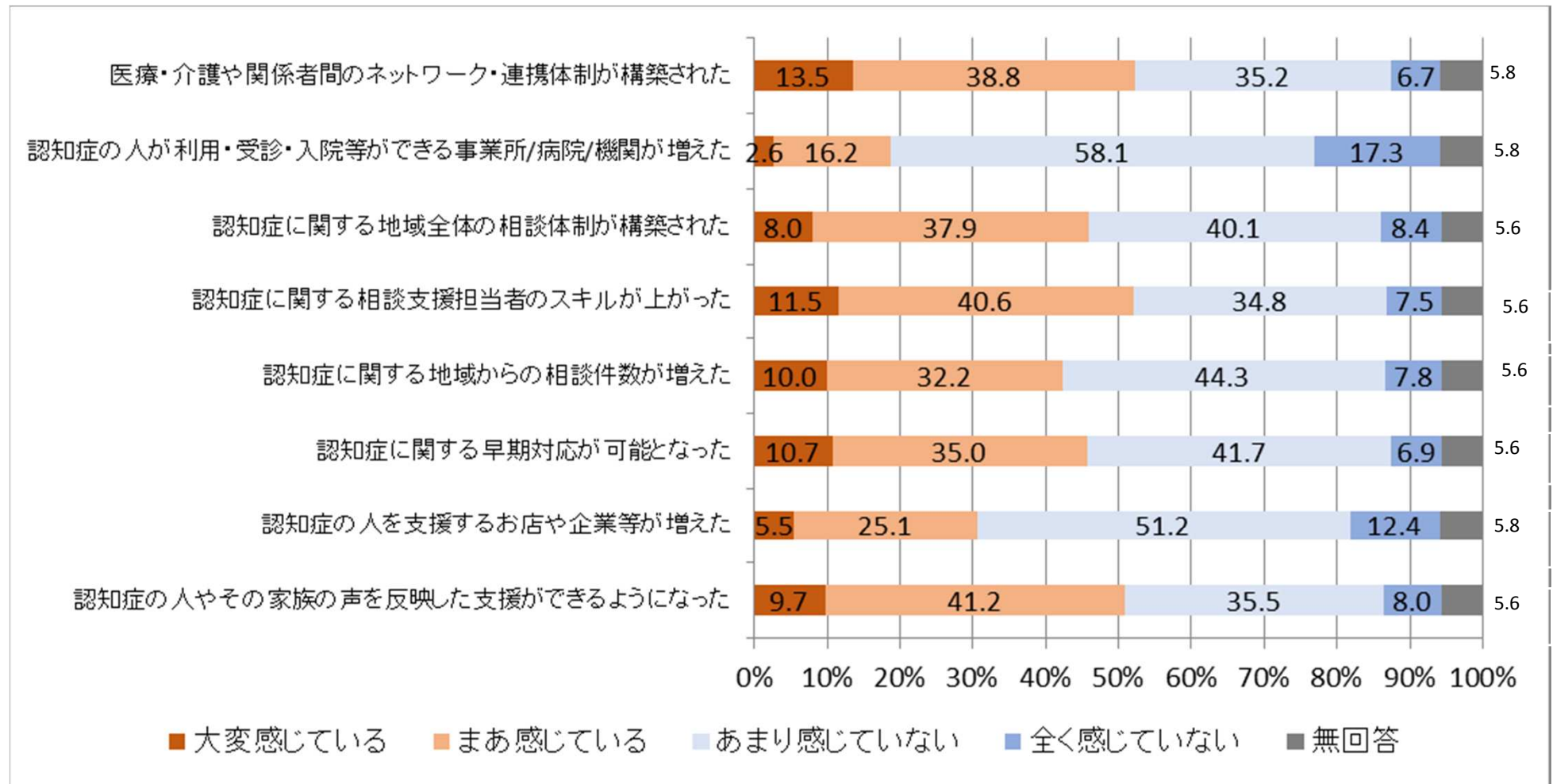
【出典】(福)浴風会認知症介護研究・研修東京センター「都道府県及び市区町村における認知症地域支援推進員の効果的な活動と地域資源ネットワーク構築の促進に関する調査研究」(平成27年度老人保健健康増進等事業)

## 認知症地域支援推進員を配置している自治体の状況②

○ 推進員を配置した効果としては、「相談支援担当者のスキル向上」「医療介護や関係者間のネットワーク構築」「認知症の人・家族の声を反映した支援」において、5割強の自治体で評価している。

### (2) 推進員を配置したことで感じている効果

(n=549)



【出典】(福)浴風会認知症介護研究・研修東京センター「都道府県及び市区町村における認知症地域支援推進員の効果的な活動と地域資源ネットワーク構築の促進に関する調査研究」(平成27年度老人保健健康増進等事業)

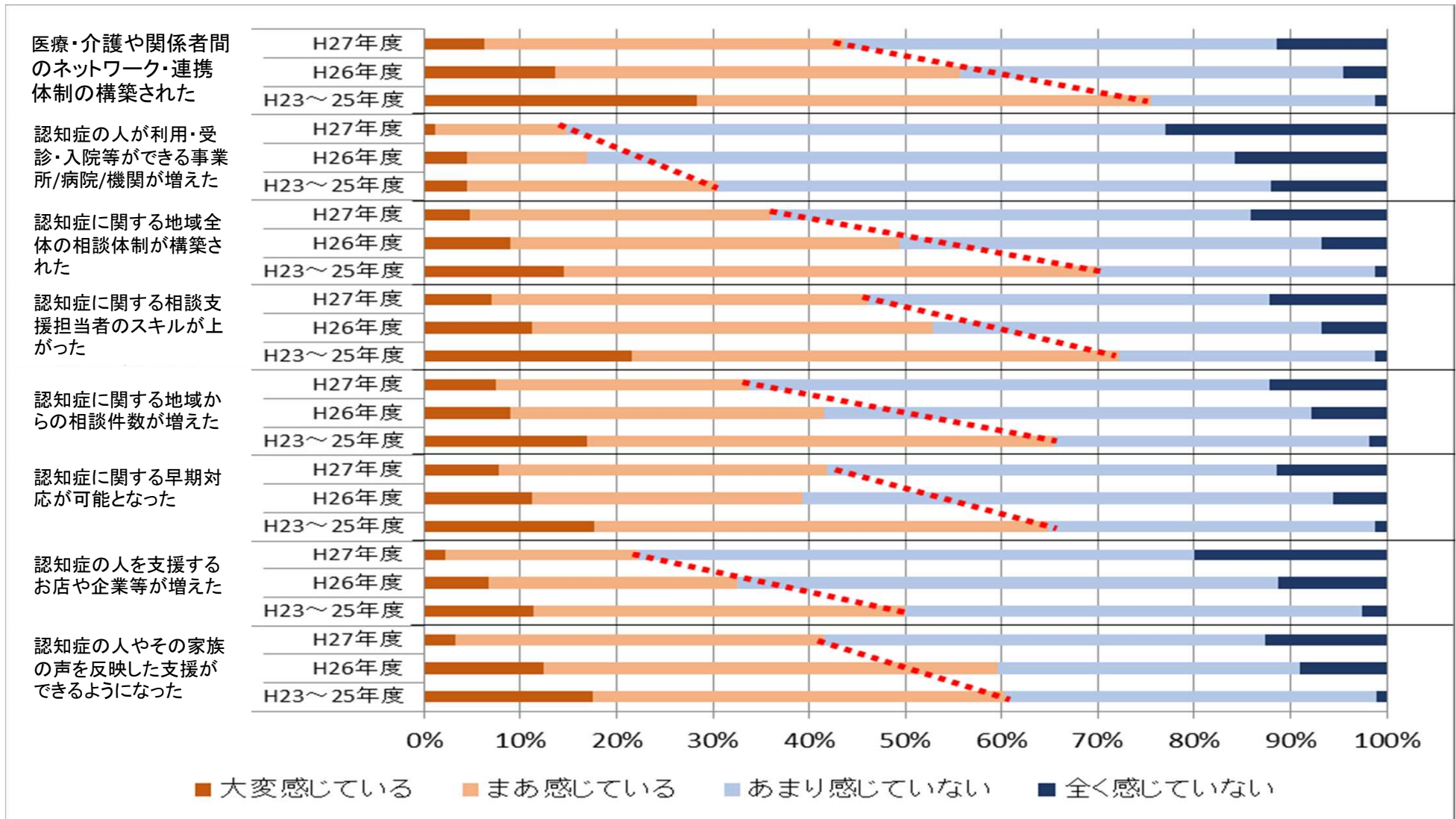


# 認知症地域支援推進員を配置している自治体の状況③

○ 早期に推進員を配置している自治体ほど効果を感じている割合が高い。

## (2) 推進員を配置したことで感じている効果(配置年度別)

(n=549 無回答を除く)



【出典】(福)浴風会認知症介護研究・研修東京センター「都道府県及び市区町村における認知症地域支援推進員の効果的な活動と地域資源ネットワーク構築の促進に関する調査研究」(平成27年度老人保健健康増進等事業)



# 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

## 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

### 認知症サポーターの養成と活動の支援

- 地域や職域で認知症サポーターの養成を進めるとともに、活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるようにする。【厚生労働省】

#### (認知症サポーター)

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

#### ○キャラバンメイト養成研修

実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成

内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

#### ○認知症サポーター養成講座

実施主体：都道府県、市町村、職域団体等

対象者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット  
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



#### 【実績と目標値】

サポーター人数：2016(平成28)年6月末実績 773万人⇒ 2017(平成29)年度末 800万人

※ さらに、平成27年度にサポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する手法の見本を検討するとともに、平成28年度以降、地域や職域の実情に応じた取組を推進

# 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

## 認知症の人の介護者への支援

### <認知症の人の介護者の負担軽減><介護者たる家族等への支援>

- 認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を行うほか、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置を推進。
- また、家族向けの認知症介護教室等の取組について、好事例を収集して全国に紹介し、その普及を進める。【厚生労働省】

#### 認知症カフェの様子



夜のカフェの様子

- 1～2回／月程度の頻度で開催(2時間程度／回)
- 通所介護施設や公民館の空き時間を活用
- 活動内容は、特別なプログラムは用意されていなく、  
利用者が主体的に活動。
- 効果
  - ・認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
  - ・家族 → わかり合える人と出会う場所
  - ・専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の体調の把握が可能)
  - ・地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)

【事業名】 認知症地域支援・ケア向上推進事業

【目標値】 2013(平成25)年度 国の財政支援を開始⇒ 2018(平成30)年度～ すべての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により地域の実情に応じ実施

# 認知症カフェ実施状況

## ○ 認知症カフェ

⇒ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

～認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)抜粋～

### 【認知症カフェ等の設置】

2013(平成25)年度 国の財政支援を開始

⇒ 2018(平成30)年度～すべての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により地域の実情に応じ実施



## ○ 27年度実績調査

・47都道府県722市町村にて、2253カフェが運営されている。

・設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

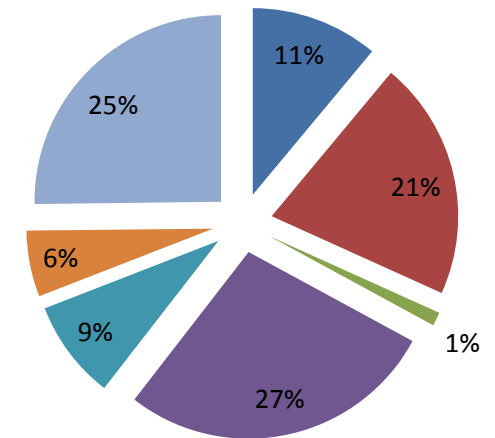
～都道府県別実施状況(実施市町村数)～

～都道府県別実施状況(設置カフェ数)～

～設置主体～

都道府県	実施市町村数	都道府県	実施市町村数	都道府県	実施市町村数
北海道	32	石川県	14	岡山県	14
青森県	8	福井県	13	広島県	13
岩手県	13	山梨県	6	山口県	8
宮城県	20	長野県	23	徳島県	12
秋田県	10	岐阜県	28	香川県	6
山形県	19	静岡県	12	愛媛県	10
福島県	15	愛知県	39	高知県	10
茨城県	9	三重県	13	福岡県	26
栃木県	7	滋賀県	13	佐賀県	3
群馬県	7	京都府	21	長崎県	8
埼玉県	37	大阪府	23	熊本県	19
千葉県	27	兵庫県	36	大分県	13
東京都	40	奈良県	10	宮崎県	7
神奈川県	11	和歌山県	7	鹿児島県	14
新潟県	16	鳥取県	5	沖縄県	6
富山県	12	島根県	7	<b>計</b>	<b>722</b>

都道府県	カフェ数	都道府県	カフェ数	都道府県	カフェ数
北海道	81	石川県	33	岡山県	44
青森県	20	福井県	25	広島県	52
岩手県	17	山梨県	12	山口県	17
宮城県	69	長野県	45	徳島県	25
秋田県	14	岐阜県	45	香川県	14
山形県	42	静岡県	30	愛媛県	20
福島県	36	愛知県	161	高知県	22
茨城県	10	三重県	39	福岡県	73
栃木県	12	滋賀県	38	佐賀県	3
群馬県	9	京都府	97	長崎県	12
埼玉県	143	大阪府	106	熊本県	55
千葉県	67	兵庫県	206	大分県	38
東京都	226	奈良県	20	宮崎県	16
神奈川県	61	和歌山県	8	鹿児島県	33
新潟県	76	鳥取県	20	沖縄県	21
富山県	29	島根県	11	<b>計</b>	<b>2253</b>



- 市町村
- 地域包括支援センター
- 認知症疾患医療センター
- 介護サービス施設・事業者
- 社会福祉法人
- NPO法人
- その他

※ n=2253 (複数回答あり)

※ 都道府県管内において認知症カフェの開設を把握している市町村数。



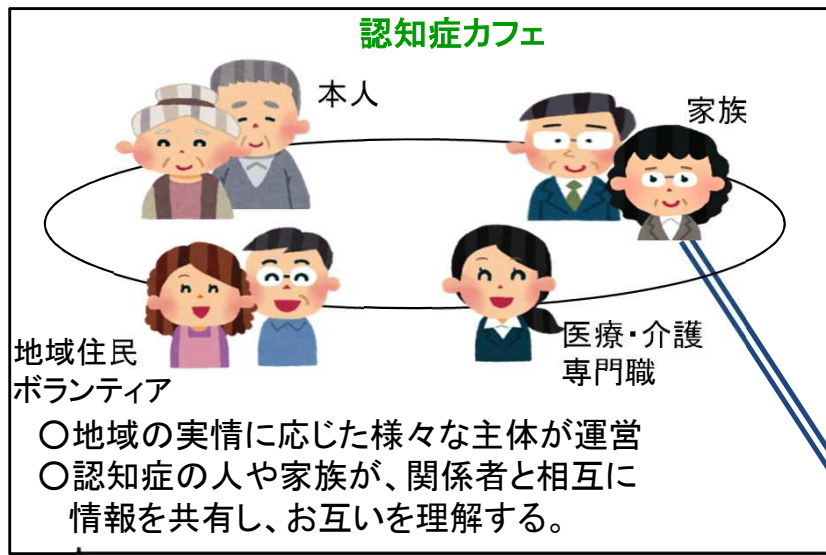
# 認知症カフェ等を活用したボランティアによる居宅訪問(「認とも」)や家族向け介護教室等の推進

## 概要

- 認知症の人やその家族が地域の住民や医療・介護の専門家と交流する認知症カフェを発展的に展開するなど、家族等への支援を充実
    - ・ 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアで一定の資質を有する者(例えば、認知症サポーターの上乗せ講座を修了した者)が、認知症地域支援推進員の企画・調整の下、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす取組を新たに実施する(「認とも」)。
    - ・ 認知症の人の家族を対象として、認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度への理解を深めるための介護教室を認知症地域支援推進員の企画・調整を通じて開催し、家族の介護の身体的・精神的な負担の軽減を図る。
- ※ 認知症地域支援・ケア向上事業(地域支援事業)において、認知症地域支援推進員が企画・調整して実施する事業として実施

## 認知症地域支援推進員の業務内容

### ○医療・介護等の支援ネットワークの構築



### ○認知症対応力向上のための支援(認知症カフェの開設等)

#### 「認とも」の育成・支援

- 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす。



#### 家族向け介護教室の開催

- 認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度の理解



#### 認知症カフェの設置・開催頻度の推進

- 認知症カフェの設置の推進や開催頻度の増加



認知症地域  
支援推進員



発展的展開

介護負担の軽減

介護離職の防止

# 行方不明・身元不明認知症高齢者等に関する実態及び厚生労働省の取組について

## ○警察庁の統計データ（H27年中）

- (1) 行方不明者数（認知症やその疑いのある行方不明者として届けられた人数）：**12,208人(対前年 13.2%)**  
※行方不明者の約97%については、1週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っている  
(参考) ・H26年中：10,783人（対前年 4.5%増） ・H25年中：10,322人（対前年 7.4%増）
- (2) 所在確認状況：**12,121人(うち、死亡確認 479人)**  
(参考) ・H26年中：10,848人（うち、死亡確認429人） ・H25年中：10,180人（うち、死亡確認388人）
- (3) H27年中受理した者で未解決のもの数：**150人**  
(参考) ・H26年中：168人 ・H25年中：234人

## ○厚生労働省による実態の把握（H26年）

- ・介護施設等における身元不明者の受入数（身元不明者数：346人、うち認知症高齢者35人）や徘徊・見守りSOSネットワーク事業（616カ所：35.4%）の市町村施策の実施状況<sup>(※)</sup>などを調査（6月）し、結果を公表（H26.9）  
※その他事業(GPS等の徘徊探知システム等の事業、見守り体制の構築等)と合わせると1,068ヶ所（61.3%）の市町村で、行方不明等に関する事業を実施している

## ○厚生労働省の取組について

### **（1）地域における見守り体制づくりの構築等の依頼（老健局長通知）**

- ①H26.9 ・見守りが必要な高齢者の実態把握、見守りネットワークづくりのための協定の締結や認知症サポーターの養成等地域における見守り体制づくりの構築  
・個人情報保護に関する条例にかかる自治体の解釈の例を紹介
- ②H27.6 ・身元不明認知症高齢者等の人数や照会先となる窓口連絡先をホームページに掲載し、定期的な更新も含めた情報の公表の徹底  
・自治体において、警察と連携の上、身元の確認に必要な手続を整理したマニュアルの紹介等警察との情報の共有の徹底

### **（2）身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置**

- ・厚生労働省ホームページに、自治体で公開されている情報を一覧にして確認できる特設サイトを設け、身元不明の認知症高齢者等に関する情報公開や本特設サイトの積極的な活用の検討を各自治体に促した（H26.9） ※H27.3に47都道府県全てにリンク



# 認知症高齢者に係るJR東海列車事故訴訟の 最高裁判決について

## ○ 事案の概要

アルツハイマー型認知症の男性A(91歳、要介護4)が、妻(85歳)がまどろんでいる隙に自宅より徘徊により外出し、JR東海(原告)の共和駅構内の線路に立ち入り、列車に衝突して死亡する事故(平成19年12月7日発生)に関して、列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったとして、原告がAの遺族に対して、振替輸送費等の損害賠償(719万7740円)を求めたもの。

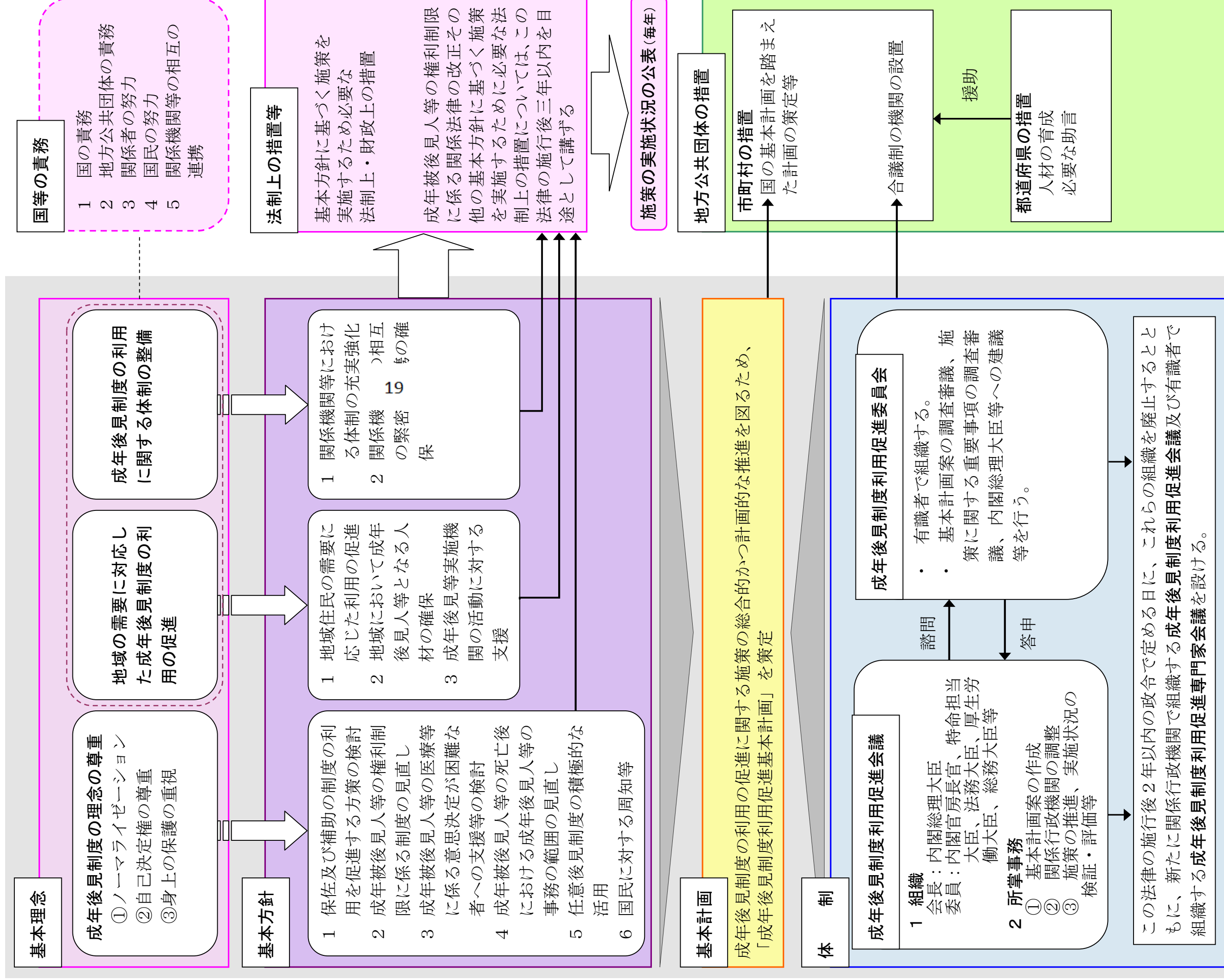
## ○ 判決の内容

妻は同居しているものの要介護1の状態にあること、長男は別居で月3回程度の訪問をしていたに過ぎないこと等の事情を踏まえ、妻も長男も民法714条に基づく監督義務者に当たるとすることはできないとした。

(判決の中で法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かの判断に当たり総合考慮すべき事項として示されたもの)

- ・ 介護者自身の生活状況や心身の状況
- ・ 認知症の方との親族関係の有無や濃淡
- ・ 認知症の方との同居の有無その他の日常的な接触の程度
- ・ 財産管理への関与の状況などその者と認知症の方との関わりの実情
- ・ 認知症の方の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容
- ・ これらに対応して行われている監護や介護の実態

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律案イメージ図



その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組

- 今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加すると見込まれることから、
  - ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、
  - ・ 介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成と活動支援を推進するため、以下の取組を実施

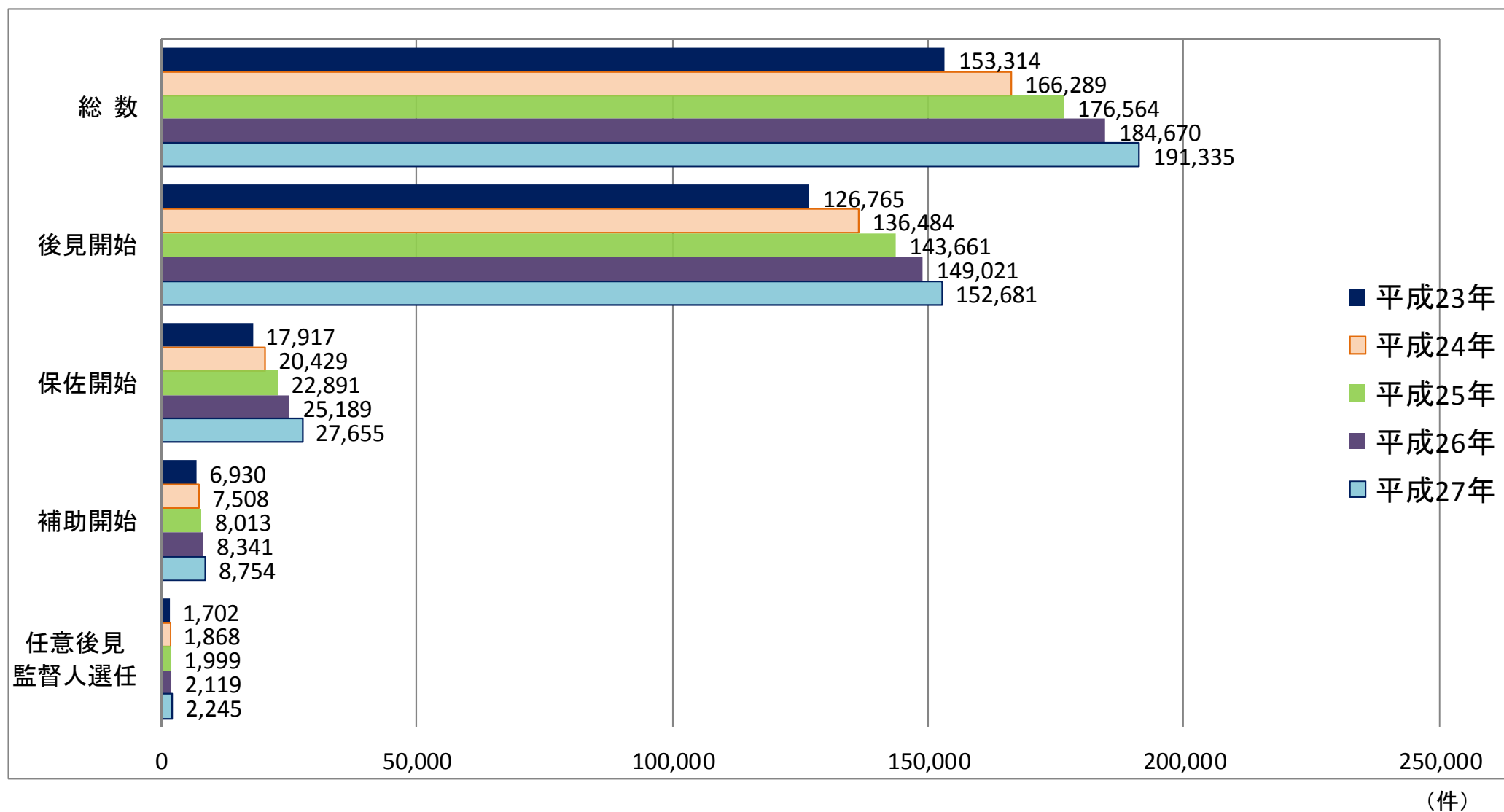
### 高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業(※)」を必須事業化 ※ 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 ※ 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	市民後見推進事業	平成23年度～26年度	市町村が実施する①市民後見人の養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適切な活動のための支援への補助
	権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金による事業)	平成27年度～	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保 →人材養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制整備
計画策定	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)	2025(平成37)年まで	・認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進 成年後見制度(特に市民後見人)や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止

# 成年後見制度の利用者数の推移

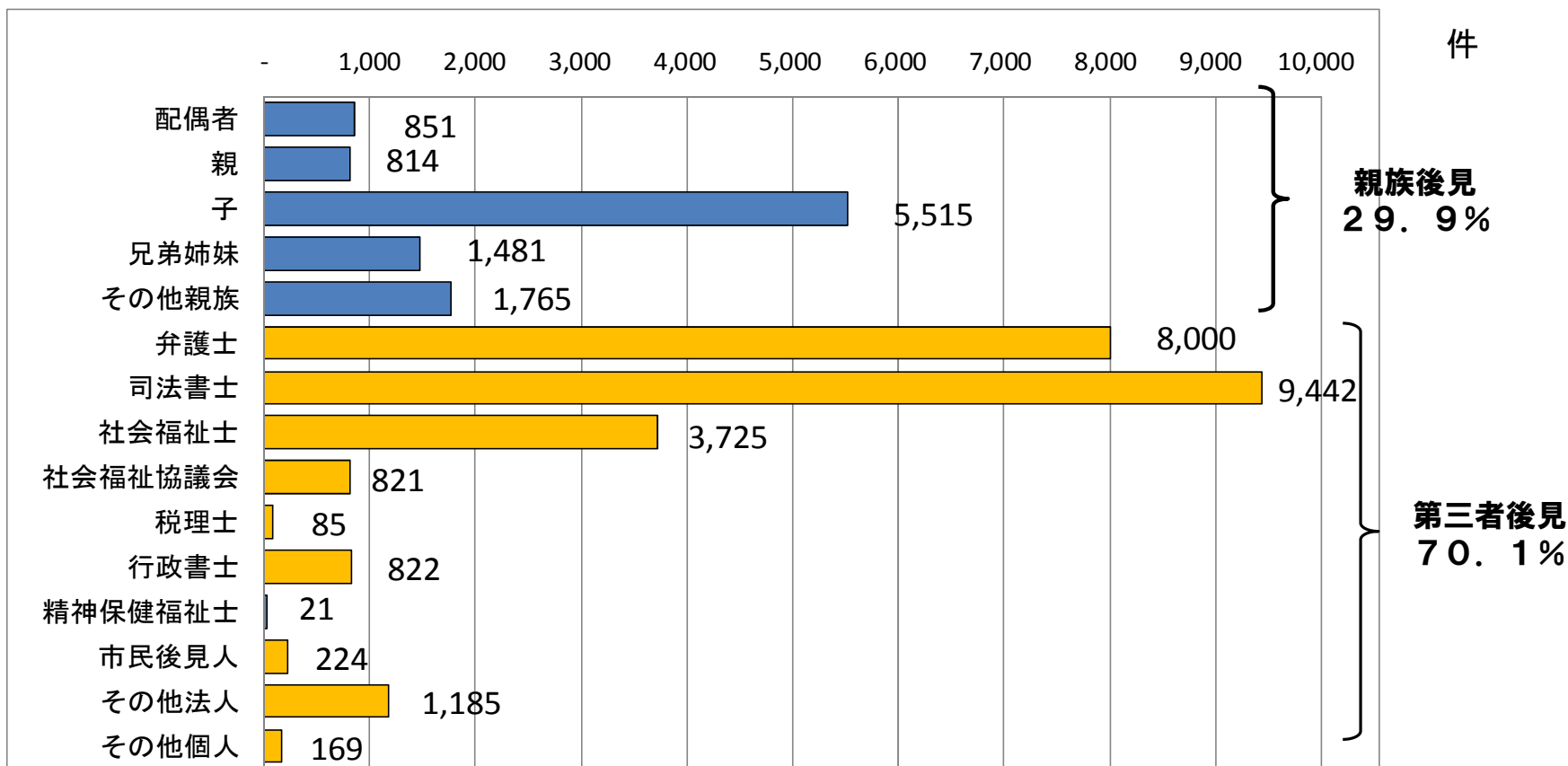


(出典:「成年後見関係事件の概況」 最高裁判所事務総局家庭局)



# 成年後見人等と本人の関係別件数（平成27年）

総数 34,920件（親族:10,426人(29.9%)、第三者:24,494人(70.1%)）



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象

(注2) 1件の終局事件について複数の成年後見人等が存在する場合がありますので、総数は、認容で終局した事件総数(32,183件)とは一致しない。

(注3) その他の親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したもの

出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

# 成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

## 1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

### (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

### (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者  
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
  - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額： 地域支援事業交付金1,030億円の内数(平成28年度予算)

3. 事業実施状況： 1,369市町村(全市町村の78.6%)(平成27年4月1日現在)

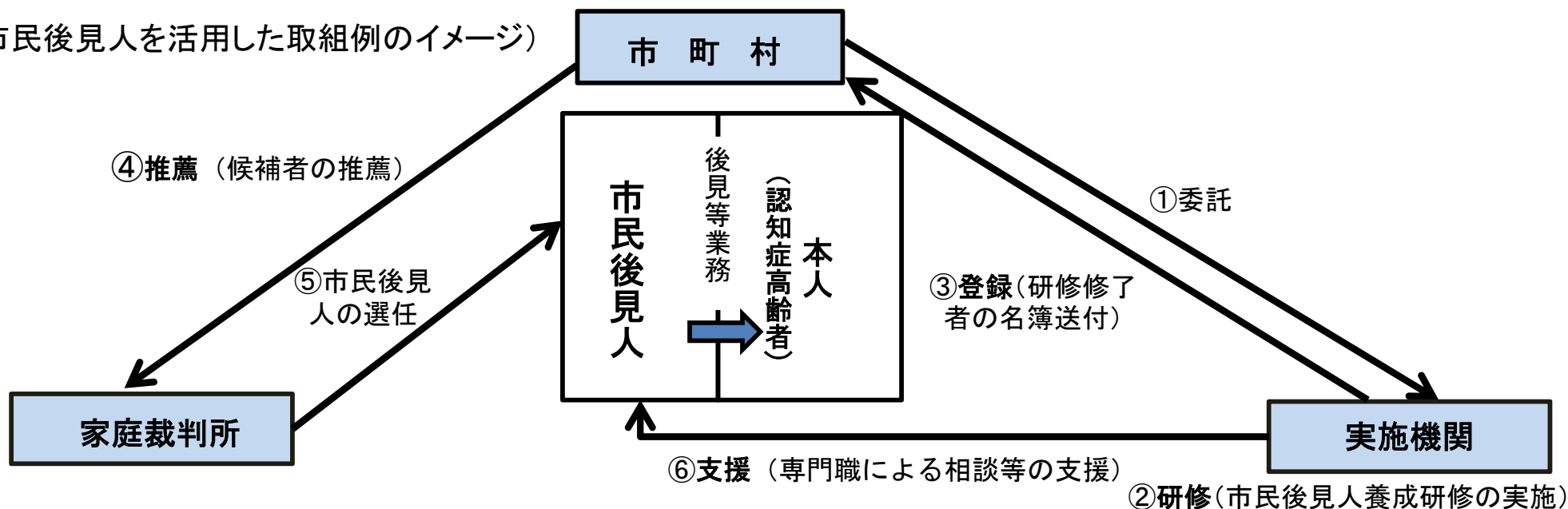
# 市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）  
2012（平成24）年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）  
→ 2025（平成37）年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成27年 34,782件）  
そのうち首長申立の件数 2,471件（平成21年）→ 4,543件（平成24年）→ 5,993件（平成27年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

# 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

## 概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

## 事業内容

### ○ 成年後見制度の普及・利用促進

平成28年度予算 地域支援事業(1,030億円)の内数

成年後見制度利用促進のための広報・普及を行うとともに、低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。

### ○ 認知症高齢者等の権利擁護に関わる人材の育成とその活動を支援する体制の整備

平成28年度予算 地域医療介護総合確保基金(介護分)(483億円)の内数

市民後見人等の権利擁護人材の養成研修を実施するとともに、権利擁護人材の資質向上のための継続的なフォローアップや専門職からのバックアップがなされる支援体制の構築を推進する。

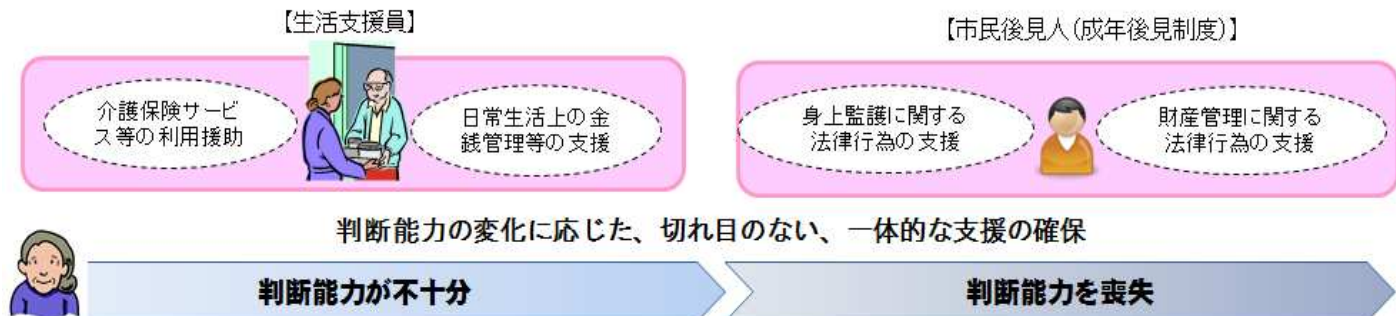
※実施状況: 権利擁護人材育成事業 → 230カ所(平成27年度実績)

### ○ 市民後見人育成・活用推進事業【新規】

平成28年度予算 20百万円

家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る。

### 【権利擁護人材育成事業等】



# 若年性認知症施策総合推進事業

## 概要

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する理解が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となることなどが指摘されている。このため、若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施することにより、現役世代である若年性認知症の方への支援に当たり、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援方策の構築を図る。

## 事業内容

- 全国1カ所・・・(1)若年性認知症コールセンター運営事業  
 都道府県・・・(2)若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等によるニーズ把握  
 (3)若年性認知症支援コーディネーター設置事業【新規】  
 ・若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業 ・ネットワーク研修事業 ・個別相談事業

都道府県

実施

若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等 ⇒ 課題・ニーズの把握

フィードバック

若年性認知症支援コーディネーター設置事業

ネットワーク構築事業

・ネットワーク会議の開催、普及啓発等

ネットワーク研修事業

・支援者への研修会の開催等

個別相談事業

若年性認知症支援コーディネーターの設置

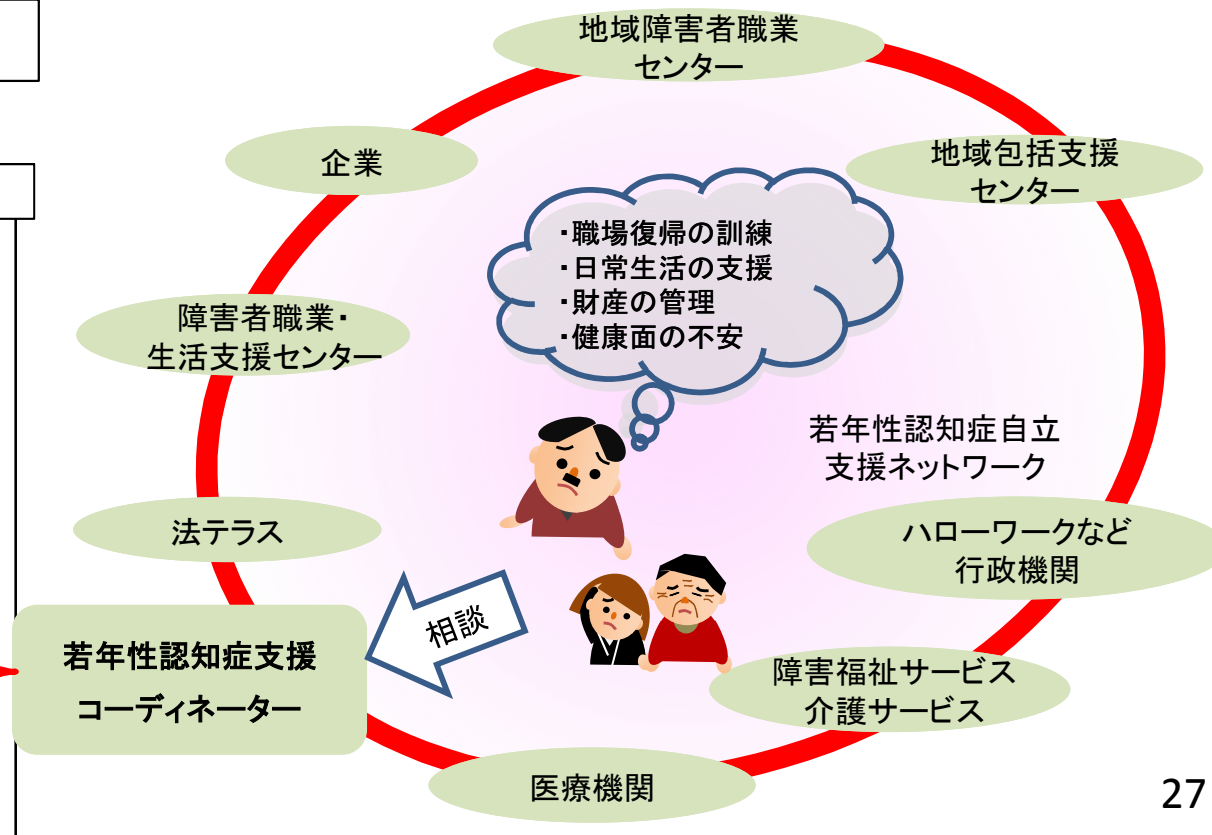
①悩みの共有

②受診勧奨

③利用できる制度・サービスの紹介

④本人・家族が交流できる居場所づくり

実施  
(事業内容によって一部運営委託)





# 地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

## ○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

## ○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

## ○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

## ○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

## ○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

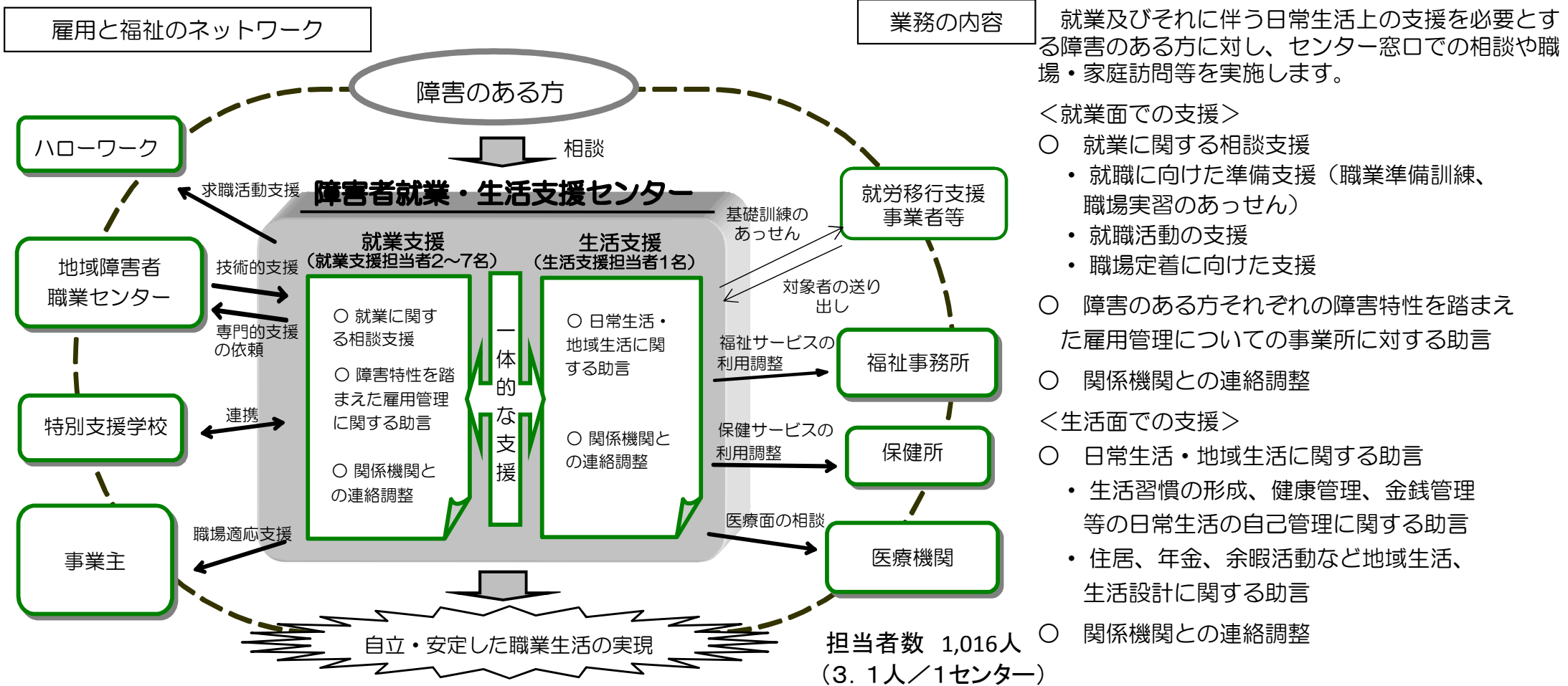
## ○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

# 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う  
**「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充**

21センター（14年5月事業開始時） → 329センター（28年7月現在）



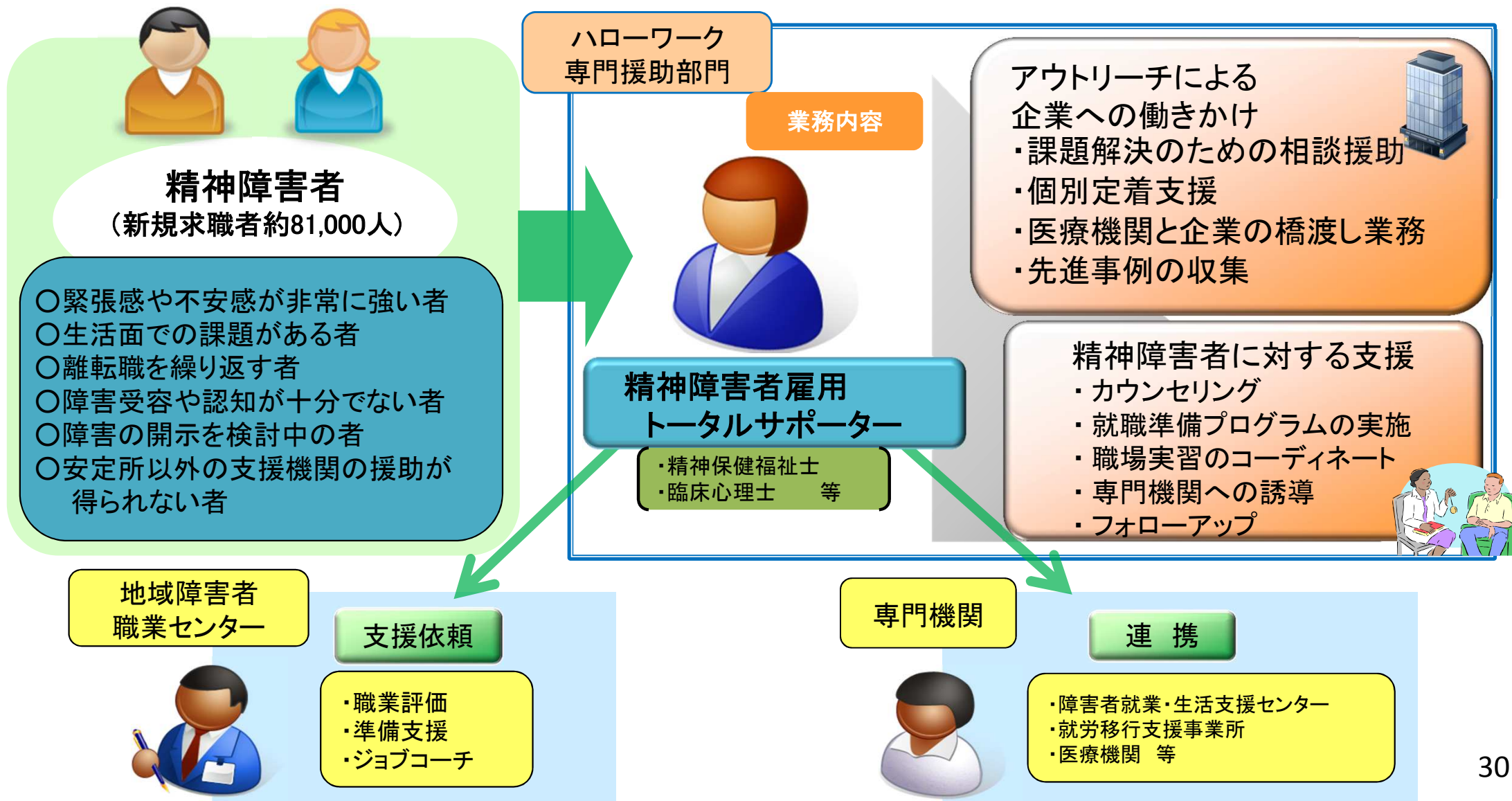
- ＜就業面での支援＞
- 就業に関する相談支援
    - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
    - ・ 就職活動の支援
    - ・ 職場定着に向けた支援
  - 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
  - 関係機関との連絡調整
- ＜生活面での支援＞
- 日常生活・地域生活に関する助言
    - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
    - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
  - 関係機関との連絡調整

**【27年度実績】** 支援対象者数 153,522人  
 定着率 76.5% (1年) (身体76.9%、知的82.2%、精神69.0%)

# 精神障害者雇用トータルサポーターについて

## 概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施



# 認知症の人の視点を重視した実態調査のための方法論の検討について

## 背景・経緯

- これまでの認知症施策は、ともすれば認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったとの観点から、認知症の人にとって真に有効かつ効果的な施策を展開していくには、認知症の人の視点を重視することが不可欠である。
- その一方、認知症とともに生きている本人のニーズを正確に把握するための方法論や、その結果を施策に反映するための方法論についてはまだ確立されておらず、その方法論を明らかにすることが求められている。

## 研究事業

「認知症の人の視点を重視した実態調査及び認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための方法論等に関する調査研究事業（平成27年度老人保健事業推進費等補助金：老人保健健康増進等事業）」において、本人調査等に関する方法論の検討・調査を行った。

<実施内容>

- (1)【検討委員会】 >本人調査や施策反映の「あり方・方法論」について議論。
- (2)【作業部会・ワークショップ】 >本人調査の「あり方・方法論」について検討・議論、調査の計画・立案準備。
- (3)【パイロット調査】 >6地域(仙台、国立、町田、富士宮、大阪、大牟田)で「本人ミーティング」を実施。

- 認知症の人が感じている「生きづらさ」や「必要なこと」などを明らかにするための調査手法として、「フォーカス・グループ・ディスカッション法」等による本人調査(以下、「本人ミーティング」)が有効な手法であることが示された。
- 「本人ミーティング」に際しては、以下に留意することが重要であると指摘されている。
  - ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること。
  - ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること。
  - ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること。
  - ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと。



# 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)で推進する主なポイント

総合戦略に関連するH28年度予算 約225億円(H27年度予算:約161億円)

- \* 消費者被害の防止など、他の事業と一体的に予算計上されているため、総額に含まれていないものがある。
- \* 他に、介護保険サービスの確保で2.7兆円等がある。

## I 医療・介護等の連携による認知症の方への支援

(1)できる限り早い段階からの支援

- ・医療・介護専門職による認知症初期集中支援チームを、2018(H30)年度までにすべての市町村に配置。(消費税増収分を活用) \*H26年度41市町村 → H27年度287市町村
- ・認知症の方の声に応え、2015(H27)年度から初期段階認知症のニーズ調査を実施。

(2)医療・介護従事者の対応力向上

- ・かかりつけ医向けの認知症対応力向上研修を、2017(H29)年度末までに6万人に実施。等 \*これまでの受講者目標5万人から引上げ

(3)地域における医療・介護等の連携

- ・連携のコーディネーター(認知症地域支援推進員)を、2018(H30)年度までにすべての市町村に配置。(消費税増収分を活用) \*H26年度226市町村 → H27年度864市町村

## II 認知症の予防・治療のための研究開発

(4)効果的な予防法の確立

- ・2020(H32)年頃までに、全国1万人規模の追跡調査を実施。認知症のリスクを高める因子(糖尿病等)やリスクを軽減させる因子(運動等)を明らかにし、効果的な予防法の確立を目指す。 \*現在は1町で年間2-3千人規模

(5)認知症の治療法

- ・各省連携の「脳とこころの健康大国実現プロジェクト」に基づき、2020(H32)年頃までに、日本発の認知症根本治療薬の治験開始を目指す。

## III 認知症高齢者等にやさしい地域づくり

(6)認知症サポーターの養成

- ・正しい知識と理解を持って認知症の方・家族を支援する認知症サポーターを、2017(H29)年度末までに800万人養成。 \*これまでの養成目標600万人から引上げ

(7)認知症の方の安全対策

- ・徘徊等に対応できる見守りネットワークの構築、詐欺など消費者被害の防止等を、省庁横断的に推進。



# 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に掲げる施策の進捗状況について

## 【総合戦略に具体的な数値目標が記載されている項目の進捗状況】

### ① 普及・啓発

項目	新プラン策定時	進捗状況	目標値
認知症サポーター養成数	545万人(H26.9末)	773万人(H28.6末)	800万人(H29年度末)

### ② 医療・介護等の提供

項目	新プラン策定時	進捗状況	目標値
かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	38,053人(H25年度末)	47,819人(H27年度末)	60,000人(H29年度末)
認知症サポート医養成研修の受講者数	3,257人(H25年度末)	5,068人(H27年度末)	5,000人(H29年度末)
認知症疾患医療センター数	289カ所(H26年度末)	364カ所(H28.5末)	500カ所(H29年度末)
認知症初期集中支援チーム設置市町村数	41カ所(H26年度末)	287カ所(H27年度末)	全市町村(H30年度～)
一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の受講者数	3,843人(H25年度末)	42,827人(H27年度末)	87,000人(H29年度末)
認知症介護指導者養成研修受講者数	1,814人(H25年度末)	2,081人(H27年度末)	2,200人(H29年度末)
認知症介護実践リーダー研修受講者数	2.9万人(H25年度末)	3.5万人(H27年度末)	4万人(H29年度末)
認知症介護実践者研修受講者数	17.9万人(H25年度末)	22.2万人(H27年度末)	24万人(H29年度末)
認知症地域支援推進員設置市町村数	217カ所(H26年度末)	864カ所(H27年度末)	全市町村(H30年度～)

### ③ 若年性認知症施策

項目	新プラン策定時	進捗状況	目標値
若年性認知症に関する事業の実施 都道府県数	21カ所(H25年度)	42カ所(H28年度実施見込)	全都道府県 (H29年度末)

### ⑤ やさしい地域づくり

項目	新プラン策定時	進捗状況	目標値
市民後見人養成研修受講者数 (うち、後見人等候補者名簿登録者数)	4,360人(H25年度)	9,769人(H27年度末) (2,825人)	—
成年後見制度利用支援事業 実施市町村数	1,270カ所(H25.4)	1,369カ所(H27.4)	—

# 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に掲げる施策の進捗状況について

## 【その他、総合戦略の主な項目に関する厚生労働省の取組の進捗状況】

項目	取組の進捗状況
<p>普及・啓発</p> <p>キャンペーンの実施</p> <p>サポーターの養成と活動の支援</p> <p>学校教育等における理解の推進</p>	<p>・ACジャパンによる、TV・ラジオのCM、新聞・雑誌等、交通広告、映画館広告等を通じた、広告キャンペーンを実施している。</p> <p>・政府インターネットテレビを通じて、総合戦略の内容、認知症の症状・原因、地域の取組等について周知すると共に、世論調査を実施して認知症に対する認知度等の把握を進めている。</p> <p>・平成27年度老人保健健康増進等事業「認知症サポーターの資質向上に関する調査研究事業」により、認知症サポーター養成講座を修了した者のステップアップを図るための手引きや参考教材等を作成した。</p> <p>・昨年8月18日付で通知を発出し、児童生徒や学生への認知症の理解・促進に向けた取組として、学校教育における取組や、自治体の協力を依頼している。</p>
<p>適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>発症予防の推進</p> <p>早期診断・早期対応のための体制整備</p>	<p>・平成27年度厚生労働科学研究認知症政策研究事業「ポピュレーションアプローチによる認知症予防のための社会参加支援の地域介入研究」により、政策的対応について検討を進めている。</p> <p>・平成27年度日本医療研究開発機構研究費認知症研究開発事業「身体活動コミュニティワイドキャンペーンを通じた認知症予防介入方法の開発」により、手法の開発を進めている。</p> <p>・平成27年度老人保健健康増進等事業「発症予防から進行予防まで、シームレスな認知症予防を推進するための調査研究事業」において、認知症予防のための各自治体の取り組みについて実態調査を行うとともに、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症予防についての調査研究事業」により、認知症予防対策の文献調査を行い、認知症リスク低下のためのガイドラインの作成を進めている。</p> <p>・認知症に関する専門医、認定医等について、数値目標を定めて具体的に養成を拡充するよう、関係学会等に協力を依頼している。</p> <p>・平成27年度老人保健健康増進等事業「認知症の早期診断・早期対応における連携体制のあり方に関する調査研究事業」を行い、認知症の人の早期診断に関する実態調査や問題点について検討を進め、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症の早期発見促進のための教育プログラムと早期発見を初期集中対応に連続化させる効果的手法の開発に関する調査研究」により、早期発見の妨げとなる要因分析やそれを防ぐ教育プログラム、早期発見を初期集中対応に連続させる手法の構築を進めている。</p> <p>・平成27年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの実態に関する調査研究事業」及び平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの機能評価に関する調査研究事業」をテーマとして、認知症疾患医療センターの評価方法について検討を進めている。</p>

項目	取組の進捗状況
適時・適切な医療・介護等の提供	
<p>行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度老人保健健康増進等事業「認知症の人の行動・心理症状(BPSD)や身体合併症対応など循環型の医療介護等の提供のあり方に関する調査研究事業」を行い、「医療・介護の有機的な連携のために認知症の専門医療に期待される役割に関する手引き」、「一般医療機関における認知症対応のための院内体制整備の手引き」を作成した。</li> <li>・平成27年度老人保健健康増進等事業「歯科医師、薬剤師、看護師および急性期病棟従事者等への認知症対応力向上研修教材開発に関する研究事業」により、歯科医師、薬剤師、看護職員の認知症対応力向上研修教材を開発した。</li> </ul>
<p>人生の最終段階を支える医療・介護等の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度老人保健健康増進等事業「認知症の行動・心理症状(BPSD)等に対し認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業」及び平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」において、認知症高齢者の意思決定の支援の在り方について検討を進めている。</li> </ul>
<p>医療・介護等の有機的な連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年5月29日付で通知を発出し、認知症地域支援推進員の業務の紹介や、認知症地域支援推進員を自治体で養成するための研修カリキュラム例の提示等、各自治体において医療・介護等の地域の支援機関の連携を図る役割等を担う認知症地域支援推進員の資質向上や配置の促進を図った。</li> <li>・平成27年老人保健健康増進等事業「認知症の医療介護連携、情報共有ツールの開発に関する調査研究事業」により、医療・介護関係者等との間の情報共有の推進を図るためのツールとして「情報共有ツールのひな形」を開発した。</li> </ul>
<p>若年性認知症施策の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度老人保健健康増進等事業「若年性認知症の人に対する支援コーディネートのあり方に関する調査研究事業」により、若年性認知症の人への支援コーディネートのあり方を検討し、都道府県におけるコーディネーター配置に向けた手引書を作成した。</li> <li>・平成28年度老人保健健康増進等事業「若年性認知症の人の生きがいづくりや就労支援のあり方に関する調査研究事業」により、若年性認知症の人を支援する場合に特に課題となる「生きがいづくり」や「就労支援」について、先進事例の収集や社会資源の創出に向けた課題について検討を進める。</li> </ul>

項目	取組の進捗状況
やさしい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年2月6日付で通知を発出し、各都道府県・市町村に対し、施設従事者等への研修や地域住民への啓発等による虐待の未然防止、地域の関係者で構成される「早期発見・見守りネットワーク」との連携による早期発見に努めるなどの取組の推進を要請した。</li> <li>・昨年6月25日付で通知を発出し、各自治体における身元不明の認知症高齢者等に関する情報掲載・情報発信の周知徹底を依頼し、地域での見守り体制の強化を図った。</li> <li>・昨年7月10日付で通知を発出し、判断能力が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係機関の連携体制の構築に努めること等を自治体に依頼した。</li> <li>・平成27年度老人保健健康増進等事業「刑務所出所者における認知症者の実態調査と課題の検討」及び平成28年度老人保健健康増進等事業「刑務所出所者における認知症者の追跡調査と福祉的支援等の課題解決に向けた司法と福祉の試行的事業」をテーマとして、違法行為を行い、医療・介護等の支援を必要とする認知症高齢者に対する支援について検討を進めている。</li> </ul>
研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本認知症学会、日本神経学会、および日本核医学会合同ワーキンググループにより、アルツハイマー病等の認知症の研究、診療、および治療薬開発に利用できるアミロイドPET検査について、その臨床適応等に関する適正使用のガイドラインが作成され公開された。</li> <li>・平成27年度に、様々な大規模多施設共同研究を広く支援できる認知症臨床研究の実施を支援する体制や、今後の様々な研究で幅広く共有・活用できるような認知症の人やその前段階(前臨床期、軽度認知障害等)の人等の全国的な登録システム構築が開始された。</li> <li>・国立研究開発法人 日本医療研究開発機構により平成28年度認知症研究開発事業の各課題が選定された。</li> </ul>
認知症の人やその家族の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度「認知症の人の視点を重視した実態調査及び認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための方法論等に関する調査研究事業」及び平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症の人の視点を重視した生活実態調査及び認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための方法論等に関する調査研究事業」をテーマに、認知症の人が体験する生きづらさや必要と感じていること等の生活実態や課題を可視化するための取組モデルや調査手法、調査結果を施策へ反映する方法について検討を進めている。</li> </ul>